

# 第 10 回教育委員会

令和元年 5 月 14 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第37号 令和2年度使用教科用図書の採択について

## 令和 2 年度使用教科用図書の採択について

### ○中学校

「特別の教科 道徳」を除く教科用図書における、前回の調査・研究及び新たな採択は平成 27 年度であり、今年度は 4 年に一度の新たな採択の年度となる。また、今年度より本市における教科用図書採択地区は、4 地区に改正している。さらに、令和 3 年度より新学習指導要領が全面実施されるため、令和 2 年度には必ずすべての教科用図書の新たな採択を行うことになっている。

上記を鑑み、市立中学校の「特別の教科 道徳」を除く令和 2 年度使用教科用図書については、平成 30 年度検定において新たに合格した図書がなかったことから、前回の平成 26 年度検定合格図書等の中から 4 年間の使用実績（大阪市立水都国際中学校は 1 年間）と平成 27 年度（大阪市立水都国際中学校は平成 30 年度）の調査・研究を踏まえて、4 地区及び中高一貫校において、平成 31 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。また、「特別の教科 道徳」の令和 2 年度使用教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて、平成 31 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。

### ○高等学校

令和 2 年度の使用教科用図書の採択にあたり、選定調査会に関して次の事項を諮問する。

#### 記

選定調査会による教科用図書の調査・研究及び答申の作成にあたっては、次の点に留意して行うこととする。

- (1) 選定調査会の開催状況、選定調査会における議論の状況及び答申の作成経過を明らかにすること。
- (2) 教科用図書の調査・研究については、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、学校の教育目標や学科等の特色、生徒の実態等も踏まえ、内容、構成、排列、資料、表現等について十分に行うこと。また、生徒及び保護者から意見聴取を行うとともに、大阪府教育庁を中心として実施する調査研究結果等、学校外も含めた幅広い知見を活用するなど多角的に検討を重ねること。
- (3) 調査・研究にあたっては、主に次の観点で行うこと。

#### 【内容・学習等に関する観点】

- ア 教材の程度・分量・配分は適当か
- イ 態度、技能の養成に適当か
- ウ 表記、挿絵、図版等は適当か
- エ 主体的な学びに資するか
- オ 対話的な学びに資するか

カ 思考力の育成に資するか

キ 表現力の育成に資するか

**【学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点】**

ア 学科等の特色に適するか

イ 学習指導計画に適するか

ウ 生徒の興味・関心に適するか

エ 生徒の学習のニーズに適するか

オ 進路や社会とのつながりは適切か

(4) 調査・研究及び比較検討ののち、各教科（種目）において複数の抽出を行うこと。

〈参考資料〉

(1) 高等学校

① 採択の手順

各高等学校において教科用図書選定調査会（委員長は原則として校長）を設置



教育委員会が各高等学校の教科用図書選定調査会に諮問



大阪府教育庁が市町村教育委員会に採択事務について説明（6月中旬）



◎各高等学校で教科用図書を展示（6月上旬～7月上旬）

各高等学校の教科用図書選定調査会が調査研究を実施



◎保護者及び生徒の意見聴取

各高等学校の教科用図書選定調査会が教育委員会に答申（7月下旬）



教育委員会が各高等学校の教科用図書について採択（8月上旬）

## ② 大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

### (設 置)

第1条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という）を置く。

### (設置期間)

第2条 選定調査会を置く期間は、毎年度6月1日から7月31日までとする。

### (職 務)

第3条 選定調査会は、教育委員会の諮問により、当該学校の教科用図書の調査・研究を行い、その選定に関し教育委員会に意見を答申する。

### (組 織)

第4条 選定調査会は、当該学校の校長・准校長及び教員で組織する。なお、学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校については、当該中学校の教員を加える。

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定調査会の構成員となることはできない。

### (委員 長)

第5条 選定調査会に委員長1名を置く。

2 委員長は、当該学校の校長とする。ただし、校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、准校長を置かない学校にあっては教頭とし、准校長を置く学校にあっては准校長とする。准校長を置く学校にあって、校長及び准校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは教頭とする。校長・准校長及び教頭がともに事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは教育委員会が指定する者とする。

3 委員長は、会務を総理し、選定調査会を代表する。

4 委員長は、選定調査会の会議を招集する。

### (細 目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則 この要綱は、昭和45年6月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

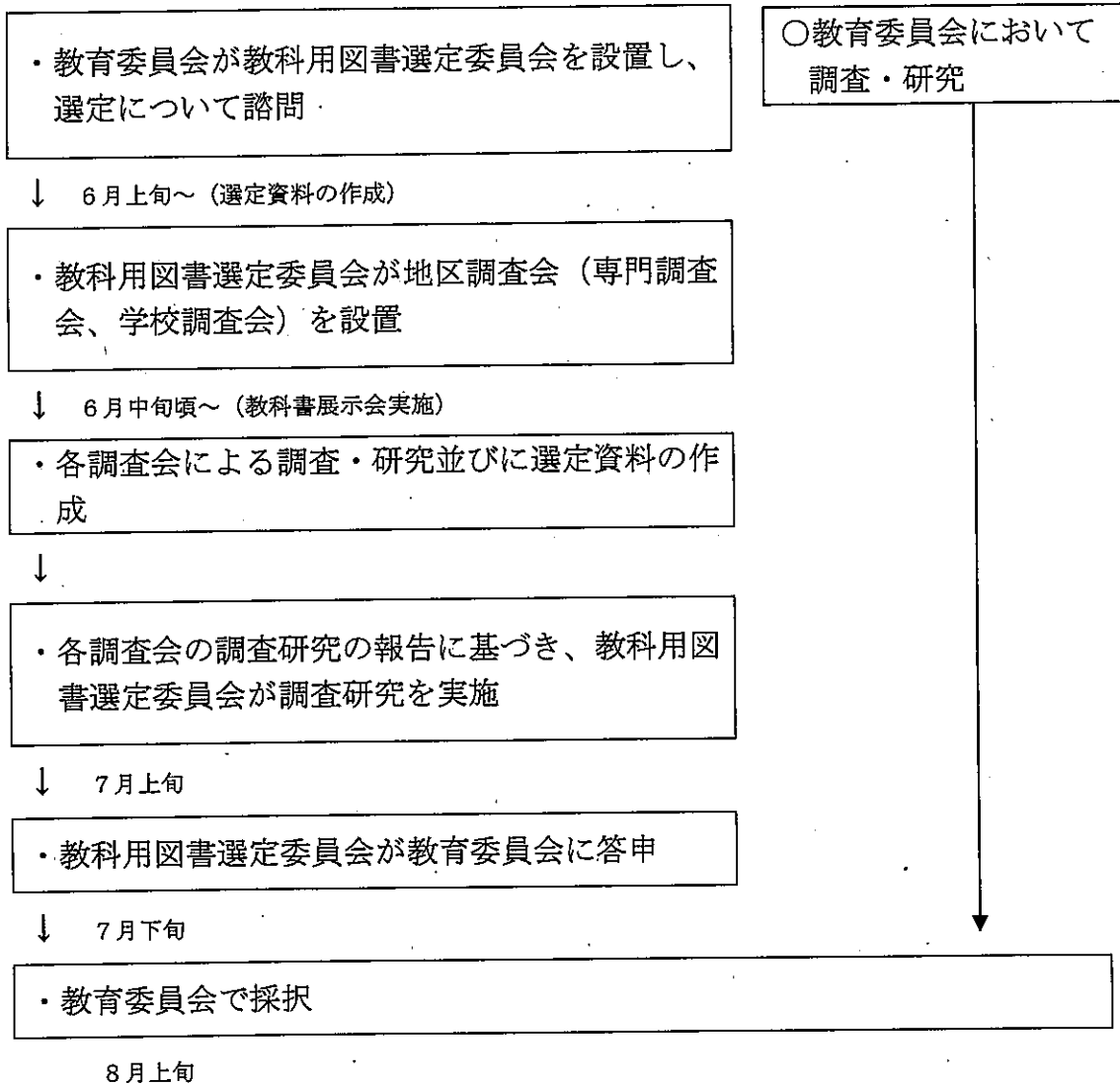
附 則 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

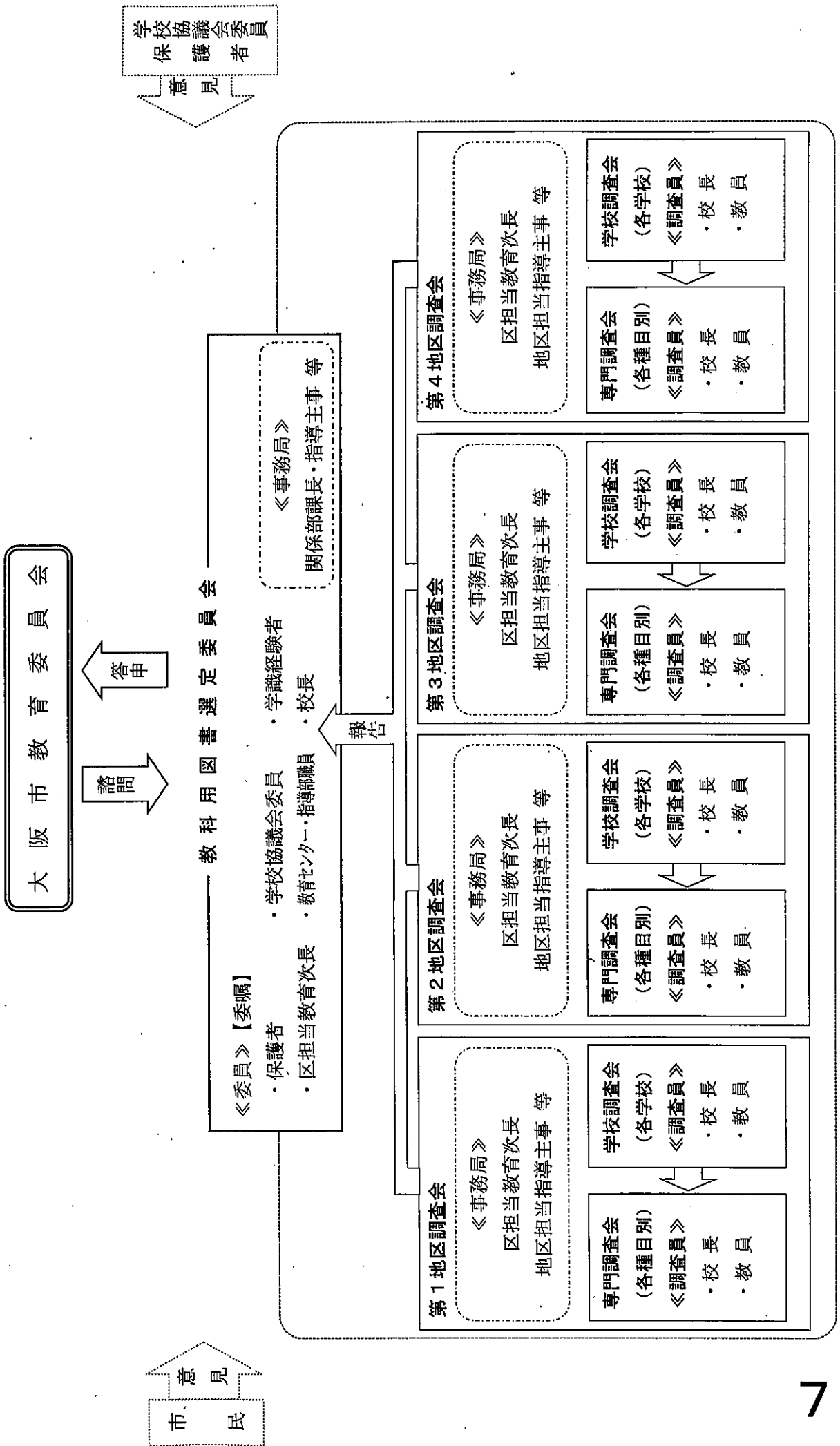
附 則 この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

(2) 小学校

① 採択の手順



②採択の仕組み



### ③ 委員会・調査会などの役割

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育諸学校において使用する教科書として、採択地区ごと、種目ごとに、一種の教科書を採択する。</li> </ul>	
教科用図書 選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の諮問を受け、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。</li> </ul>	
	<p>(事務局)・教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を執り行う。</p>	
地区 調 査 会	<p>専門調査会 (教科別)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な立場から義務教育諸学校における教科書についての調査研究を行い、地区調査票を作成する。</li> </ul>
	<p>学校調査会 (各学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書の調査研究を行い、学校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区の専門調査会に報告する。</li> </ul>
	<p>(事務局)・区担当教育次長は、地区調査会の代表として専門調査会及び学校調査会の調査結果を執りまとめるとともに、教科用図書選定委員会に調査結果を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区担当指導主事は、各教科の担当と連携し、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。</li> </ul>	
保護者 学校協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科書の調査研究を行い、意見を述べる。</li> </ul>	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書展示会において教科書を閲覧する。</li> </ul>	



## 令和 2 年度使用教科用図書採択について (文部科学省通知より)

### (1) 検定・採択の周期

学校種別等区分		【別記】検定・採択の周期										
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	▲	▲				
	使用開始			○			●	○				
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	▲	▲			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎				◎	◎		
		採択				△			△	△		
		使用開始	○								○	
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	
		使用開始		○				○				
主として 高学年用	検定	◎				◎				◎		
	採択		△				△			△		
	使用開始			○				○				

◎：検定年度  
 △：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度  
 ○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）  
 ◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度  
 ▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度  
 ●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。  
 ※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。  
 ※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

「2020年度（新元号2年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（平成31年3月29日付け30初教科第33号）より

### (2) 採択に当たっての留意事項について（中学校用教科書の採択について）

- ・平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成26年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。
- ・例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

「2020年度（新元号2年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（平成31年3月29日付け30初教科第33号）より